

静岡県人事委員会は、年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則をここに公布する。

令和4年11月11日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則 1-57

年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県職員の定年等に関する条例（昭和59年静岡県条例第6号。以下「条例」という。）附則第7項及び第8項の規定による任用及び給与に関する措置その他必要な情報の提供（以下「情報の提供」という。）及びこれらの規定による勤務の意思の確認（以下「勤務の意思の確認」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例附則第7項の任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(情報の提供)

第3条 条例附則第7項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
- (2) 条例第13条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条第2項第3号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任用に関する情報
- (3) 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）附則第14項から第21項まで、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）附則第14項から第21項まで及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）附則第15項から第25項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
- (4) 静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）附則第18項から第21項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から条例第3条に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に条例第2条の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、条例附則第7項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

(勤務の意思の確認)

第4条 任命権者は、条例附則第7項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

2 勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) その他任命権者が必要と認める事項
(特定地方警務官に係る準用)

第5条 前2条の規定は、条例附則第8項の規定により特定地方警務官に情報を提供し、及び勤務の意思を確認する場合について準用する。この場合において、前2条中「附則第7項」とあるのは「附則第8項」と、第3条各号列記部分以外の部分及び前条第1項中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、第3条第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等」とあるのは「警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命」と、同条第3号及び第4号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、同条第5号及び前条中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、情報の提供及び勤務の意思の確認の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。